

問題多い私鉄の“迷惑喫煙者”対策

このほど、当センターが実施した「迷惑喫煙者対策」にかかわる関東大手私鉄の回答について、その問題点を指摘したい。

まず第一に、5社の内4社（東武、東急、西武、相鉄）が、喫煙者もお客様であるから、取り締まりではなく願う形に対応すると回答している点である。鉄道に限らず、公共の場での喫煙が健康を強制的に損なう人権侵害行為であることが明白となっている今日、公共の秩序と治安を乱す喫煙者まで「お客様」としてもてなすことは、彼らに自らの行為の犯罪性を自覚させるのを妨げ、迷惑喫煙をくり返すのを幫助する効果しかない。

仮にどこかの店で、客が万引したり店内で傷害事件を起こしたりしたら、その客は以後その店への出入りを禁止されるだろう。しかし鉄道会社の迷惑喫煙者への対応は、そうした客の再訪を歓迎する店主のそれと同じであって、大いに疑問である。

第二に、回答5社のすべて（編著者注：上記4社と営団地下鉄）が、鉄道施設の治安対策を警察任せにして、自らは何もせずに済ませようとしていることである。これは受動喫煙や暴力行為などの危険の未然回避という利用者の安全の確保について、鉄道会社は関知しないと宣言したのと同じであり、権利（運賃徴収）だけ行使して、義務（安全確保）を否定するという身勝手な不法行為と断ぜざるをえない。

先日、JR東日本が東京駅周辺を路上喫煙取り締まり地域に追加するよう千代田区に要請したと報道された（編著者注：2003年7月10日付け『読売新聞』）。自らは迷惑喫煙の取り締まりを行わない一方で、行政にこれを求めるというのは、増収にならないことには関わりたくないというのが本音であることを、自己暴露したものと言うべきであろう。

そして第三に、今回質問状を送付した13社のうち8社（京成、京王、小田急、京急、新京成、北総、都営地下鉄、JR東日本）が回答しない、すなわち「臭いものにふた」を決め込んだことである。

利用者の安全を確保すべき責任を回避してもなんら痛くもかゆくもなく「逃げるが勝ち」が、まかり通るようでは、迷惑喫煙に抗議した利用者が暴力で報復されるという理不尽な事件が何回でも繰り返されてしまうことは必至である。悪いことをやめない者は、痛い目にあわせないとわからない、これは世の中の真理である。

鉄道会社に迷惑喫煙者の取り締まりの実施などを求める“迷惑たばこ訴訟”を起こすべき時が近づいてきたのではないかというのが、回答状況や内容を見ての感想である。（編集部）

（編著者注：明らかに誤字・誤植とわかる個所を修正した以外は、原文のまま転載しました）